

<安定ヨウ素剤の効果や服用に関する問い合わせ先>

◆鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

電話: 0857-26-7226・7203

Eメール: iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

<参考>

○各地区の一時集結所 ※事前配布説明会の会場ではありません。

原子力災害が発生して避難指示が出た場合に、バス等で避難される方が集合する場所です。服用指示があれば、原則として、ここで安定ヨウ素剤が配布され服用することとなります。

- 【外江地区】 外江小学校、第三中学校、外江公民館、市民体育館
- 【渡地区】 第三中学校、渡小学校、渡公民館、夕日ヶ丘2丁目集会所
- 【境地区】 市民体育館、境高等学校、境小学校、第二市民体育館、境公民館、第一中学校
- 【上道地区】 上道小学校、境高等学校、第一中学校、上道公民館
- 【余子地区】 境高等学校、市民体育館、境港総合技術高等学校、余子小学校、第二中学校、余子公民館、旧誠道小学校、老人福祉センター
- 【誠道地区】 誠道公民館、旧誠道小学校
- 【中浜地区】 三軒屋町会館、夕日ヶ丘1丁目集会所、中浜小学校、中浜公民館、幸神体育館

▼島根原子力発電所からの距離



※島根原子力発電所1号機は廃止措置中のため、UPZは5km(PAZなし)

【受け取った後の管理で注意すること】

- 各個人・家庭の責任において誤用等のないよう適切に保管してください。
- 使用期限が切れる前に、薬剤を交換する必要があります。
<使用期限>
丸剤:製造後5年、ゼリー剤:製造後3年
- 年齢により薬の種類や量が異なるため、中学生になるまでは年齢到達時には交換が必要です。
- UPZ外に転出される場合には、返却していただきます。

令和8年度 安定ヨウ素剤事前配布のお知らせ

もしもの原子力災害に備えて、希望される方へ安定ヨウ素剤を事前配布します。

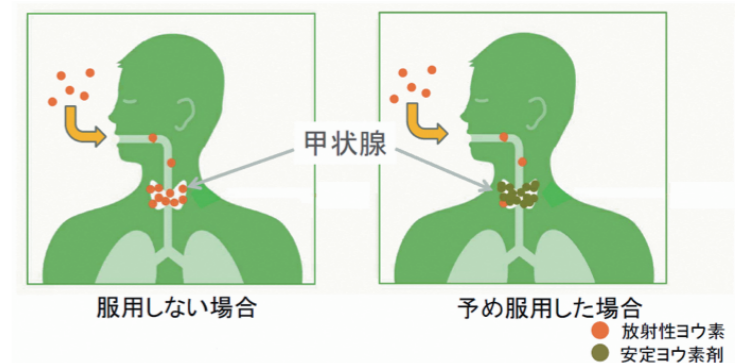
郵送でも安定ヨウ素剤が受け取れるようになりました!!
⇒詳しくは2~3ページをご覧ください

◆安定ヨウ素剤とは?

医療用の医薬品で、甲状腺がん等を発生させる可能性がある放射性ヨウ素による内部被ばくを抑える効果があることから、原子力災害発生時に国、県又は市からの指示に基づき服用するお薬です。



原子力災害が発生した際、原発から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに「放射性ヨウ素」があります。安定ヨウ素剤を、服用指示に従い、適切なタイミングで前もって飲んでおくことにより、この放射性ヨウ素が甲状腺にたまることを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを抑える効果があります。



服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。)とされています。40歳以上の方は、服用する必要性は低いとされていますが、40歳以上であっても妊婦及び授乳婦は、服用を優先すべき対象者です。
(参考:安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって/令和6年12月23日原子力規制庁)

◆事前配布とは?

安定ヨウ素剤は、原子力災害発生時に避難等が必要となった場合には、一時集結所(※詳しくは、4ページをご覧ください。)で速やかに配布しますが、緊急時に安定ヨウ素剤を速やかに受け取りに行くことができない理由のある方で、事前の配布を希望される方に対しお配りするものです。

安定ヨウ素剤の受取方法 (以下のいずれかの方法で受取可能です)

※持病のある方、お薬を服用中の方など、安定ヨウ素剤の服用に不安のある方は、あらかじめ、かかりつけ医にご相談の上、お申し込みいただくことをおすすめします。

事前配布説明会での受取方法

【令和8年度事前配布説明会の日程及び会場】

※米子市、境港市いずれの会場においても参加いただくことが可能です。

開催日	時間	会場
9月25日(金)	19:00~21:00 (受付18:30~)	弓浜地域老人福祉センター (米子市大篠津町385番地47)
9月26日(土)	10:00~12:00 (受付9:30~)	境港市保健相談センター (境港市上道町3000番地)

※各日程とも必要に応じて乳幼児の託児場所を設置します。託児が必要な方は、配布申込書の所定の欄にご記入ください。
(託児サービスの利用は未就学児に限ります。小学生は利用できません。)

① 配布申込書入手し、必要事項を記入してください。

【配布申込書の入手先】

- 境港市、鳥取県西部総合事務所米子保健所の各窓口
- 境港市、鳥取県医療・保険課のホームページからダウンロード

※申込書の中で上記の日程及び会場のうち、希望する事前配布説明会を選んで申し込んでください。
同一世帯のご家族分も代理受領できます。また、同一世帯以外の方から委任を受けた方も代理受領できます。



② 配布申込書を境港市へ提出してください。

(1) 申込受付期間…令和8年8月3日(月)～8月28日(金)

(2) 申込書の提出・問合せ先(以下のどちらの課でも可)

① 提出先・問合せ先(以下のどちらの課でも可)

〒684-8501 境港市上道町3000番地

○境港市福祉保健部健康づくり推進課(TEL:0859-47-1122)

Eメール:kenko@city.sakaiminato.lg.jp FAX:0859-47-1112

○境港市総務部防災危機管理課(TEL:0859-47-1071)

Eメール:bousai@city.sakaiminato.lg.jp FAX:0859-46-0299

② 提出方法

持参(9:00~16:30 但し土日、祝日など閉庁日を除く)、メール、FAX、

郵送(令和8年8月28日(金) 〆切 当日消印有効)

③ 後日、鳥取県から事前配布説明会の案内が郵送されますので、事前配布説明会に参加し、医師等の説明及び問診を受けた後に、安定ヨウ素剤を受け取ってください。

※ただし、ヨウ素過敏症等により服用できないとされた場合は配布できません。

事前配布についての案内や配布申込書のダウンロード等については、
鳥取県医療・保険課ホームページを御確認ください。



NEW!

郵送での受取方法

事前配布説明会にお越しただけない方は、郵送での受取が可能です。

ただし、**次の方は医師等の問診が必要となりますので、事前配布説明会又は米子保健所での配布により受取をお願いします。**

- ① 今までに安定ヨウ素剤の成分、またはヨウ素に対し過敏症があるとされたことがある方
- ② ①に該当するかどうか分からない方
- ③ 安定ヨウ素剤の服用に関して医師等に相談をされたい方

① 鳥取県ホームページから安定ヨウ素剤についての説明動画を視聴する。

※視聴時間は約15分です。最後まで視聴いただくとパスワードが表示されますので、申込の際にご記入をお願いします。



② 動画の内容について、確認・理解いただきましたら、ホームページ記載の方法により事前配布の申込を行ってください。

※申込内容については、配布希望者の情報及び健康状態等を記入いただく必要があります。

③ 登録いただいた情報を確認後、鳥取県から安定ヨウ素剤が郵送により配布されます。受取後は、適切に保管を行ってください。

※ホームページがご覧になれない場合などご不明な点がございましたら、P4記載の問い合わせ先におたずねください。
※登録いただいた情報により郵送での配布ができない場合があります。

米子保健所での受取方法

毎月第2・第4火曜日(祝日を除く)(午後3時~午後5時)に行います。

予約制ですので、受取希望日10日前までにお申し込みが必要です。

① 配布申込書入手し、必要事項を記入してください。

【配布申込書の入手先】

- 鳥取県西部総合事務所米子保健所、米子市(健康対策課及び防災安全課)、境港市(健康づくり推進課及び防災危機管理課)の各窓口
- 鳥取県医療・保険課のホームページからダウンロード

※申込書に受け取り希望日(予約日)等必要事項をご記入ください。

同一世帯のご家族分も代理受領できます。また、同一世帯以外の方に委任された方も代理受領できます。

② 配布申込書を米子保健所へ提出してください。

(1) 提出先 鳥取県西部総合事務所米子保健所医療・感染症対策課(電話:0859-31-9316)

〒683-0054 米子市鞆町1丁目160(西部総合事務所2号館3階)

Eメール:yonagohoken@pref.tottori.lg.jp FAX:0859-34-1392

※Eメールの場合、タイトルに「安定ヨウ素剤申込み」と記載してください。

(2) 提出方法 郵送、メール、FAX、持参(8:30~17:15 ただし土日、祝日など閉庁日を除く)も可

(3) 提出時期 受け取り希望日(予約日)の10日前までに提出してください。

③ 後日、米子保健所から「予約受付票」と「問診票兼受領書」が郵送されますので、予約された日時に米子保健所へお越しいただき、医師等の説明及び問診を受けた後に、安定ヨウ素剤を受け取ってください。

※ただし、ヨウ素過敏症等により服用できないとされた場合は配布できません。